

出来事（2015年11月）

1. TPPの大筋合意

11月5日、ニュージーランド政府のHPに約1,700ページの全文が公表されました。

<http://www.mfat.govt.nz/Treaties-and-International-Law/01-Treaties-for-which-NZ-is-Depositary/0-Trans-Pacific-Partnership.php>

- Text of Agreement, 5 November 2015
- Annexes to the Agreement, 5 November 2015

加工食品および添加物のTBTにかかる部分は、「Chapter 8」の「Annex 8-F」（PP.37に1ページ分）で示されています。CODEX STAN 1-195 および CODEX STAN 107-1981 で示されたルールに従います。（CODEX STAN 1-195：農水省のHPに和訳が掲載されています。）

添加物については、具体的な記述はありませんが、CODEX STAN 192-1995 (Rev. 7-2006) の「食品添加物に関するCODEX一般規格」に従うと思われます。このルールの対象は、INS番号（国際番号システム）が付与された食品添加物であって、使用基準はGSFA（食品毎、添加物毎に作表されたデータベース）に、規格はJECFA規格に従い、適正製造規範（GMP）も適用されます。

食品表示については、本年施行された食品表示法及び食品表示基準とCODEXルールとのズレがありますので、どのように調整するか、問われることになります。

- 原材料の表示：食品と添加物を区分せず重量順、日本は、食品と添加物を区分し重量順
- アレルゲン：魚、大豆、グルテンを含む穀類で小麦以外、亜硫酸（10ppm以上）
- GSFAで示された使用基準と添加物の使用基準のズレについては、確認と変更提案が必要です。CODEXの添加物が、日本では「食品扱い」（例：エリスリトール）とされているので、この辺りの調整も必要です。また、JECFA規格と日本の規格基準（添加物公定書の規格）とのズレについても、確認と変更が必要です。さらに、未収載品（JECFA規格、添加物公定書の両者）についても、速やかな対応が望まれます。既存添加物をどうするかも課題です。
- 照射食品についても、速やかな対応が求められます。
- 表示面積の小さな食品の表示の適用除外（香辛料およびハーブ、10 cm²未満）についても、日本は、30 cm²以下ですので、面積に関する調整が必要かもしれません。

2. 総合的なTPP関連政策大綱

内閣官房政府対策本部は、2015年11月25日、「総合的なTPP関連政策大綱」を閣議決定しました。本文（表示除く）：15ページ 概要：1ページ 資料：29ページ

<http://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo2.html#taikou>

「食の安全・安心」については、「TPP協定により、我が国の食品の安全・安心が脅かされることはないが、我が国への海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、引き続き、国際基準や科学的な根拠を踏まえ、リスクコミュニケーション推進も含めた必要な措置を適

切に実施する。

- 食の安全・安心を守るため輸入食品の適切な監視指導を徹底するための体制強化に努める。
- 原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ、拡大に向けた検討を行う。
- 残留農薬・食品添加物等の規格基準の策定を推進する。
- TPP協定締結後、食の安全に関する技術的協議等の場で適切に対応する。」とされました。

さらに、「TPP 協定により、我が国への海外からの輸入食品の増加が見込まれることから、引き続き、国際基準や科学的な根拠を踏まえた対応を行うことで、我が国における食品の安全性を確保する。（資料 2 3 ページ）」とされ、「残留農薬・食品添加物等の規格基準の策定の推進」については、「食品中の残留農薬・食品添加物等に関して、国際基準や科学的な根拠を踏まえ、我が国の規格基準を迅速に設定するとともに、審査過程の透明性向上を図る。」ことを目的とし、2点の実施内容が示されました。

- 残留農薬・食品添加物等の審査体制を整備し、国際基準や科学的な根拠を踏まえた規格基準の設定を推進する。
- 審査報告書を公表して審査過程の透明性向上を図ること等により、国民の不安を解消する。

3. 新規の食品添加物の指定

11月は、新規指定はありません。（現在の指定添加物：449品目。）

現在、過酢酸製剤（過酢酸、オクタン酸、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸）、亜セレン酸ナトリウム、次亜臭素酸水、アスペラギナーゼ（*Aspergillus oryzae* NZYM-SP株）の新規指定、硫酸亜鉛、亜塩素酸ナトリウム、過酸化水素の使用基準の改正に向けた手続きが進められています。

一方、追加試験が要求されていたプロテイングルタミナーゼ（アマノエンザイム）については、指定要請が取り下げられました。

4. 機能性表示食品の届出

4月17日から、消費者庁のホームページ「機能性表示食品に関する情報」に掲載されています。

<http://www.caa.go.jp/foods/index23.html>

これらを消費者庁の区分に従って、集計すると以下ようになります。

サプリメント	その他加工食品	生鮮食品	合計	撤回
79 品目	65 品目	2 品目	146 品目	2 品目

5. 組換え DNA 技術応用食品添加物

- 安全性審査が終了し公表された遺伝子組換え添加物（19品目、最終：2015年5月11日）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000071167.pdf>

- 安全性審査が終了した遺伝子組換え添加物リスト（66品目、最終：2015年10月6日）

L-システイン塩酸塩（*Pantoea ananatis* CYS-No.1株）（味の素株式会社）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000071168.pdf>

○安全性審査継続中の遺伝子組換え添加物リスト 4件

エキソマルトテトラオヒドロラーゼ(MDT06-228株、ダニスコ)、アスパルテーム(DP-No.2株、味の素)、 α -アミラーゼ(NZYM-AV株、ノボ)、ホスホリパーゼA2(PLA-54株、DSM)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzendu/0000071169.pdf>

6. 食品の放射能問題

(原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限)

① 11月は、新たな出荷制限等はありませんでした。

② 出荷制限：福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の一部の食材(11月20日現在)

7. 米国、EU、中国の3か国が食品安全で歴史的合意

11月2日、米国・FDA、EC・健康食品安全局、中国・国家質量監督検閲検疫局のが食品安全で歴史的な合意に達したとのことで、議事録が公表されました。

<http://blogs.fda.gov/fdavoices/index.php/2015/11/forging-the-path-forward-toward-global-food-safety/>

http://ec.europa.eu/dgs/health_food-safety/docs/20151102_trilateral-food-safety_eu-china-usa.pdf

日本は、「蚊帳の外」です。

8. FMSA (米国 FDA)

11月13日、FDAは、農場への法的強制力のある安全基準を公表し、米国に輸入された食品が米国の安全基準を満たすことを輸入業者に検証させる規則を最終化し、外国の施設の監査を行う第三者認証機関の適格性認定計画についても発表したとのことです。

<http://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm472505.htm>

<http://www.fda.gov/NewsEvents/Newsroom/PressAnnouncements/ucm472426.htm>

*このニュースリリースには、「日本語」のボタンがありますが、開かないかもしれません。

尚、JETROは、「食品安全強化法(FMSA)に関する情報」のページを立ち上げ、頻繁に更新しています。

https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/fsma.html

9. コチニール色素、カルミン酸、カルミン(E120)の再評価(EFSA)

カルミンの再評価が行われ、1983年のADIである5mg/kg bw/day(カルミン酸約50%含有のカルミン)を変更する理由はないとのことです。カルミン酸として、2.5mg/kg bw/dayです。

http://www.efsa.europa.eu/sites/default/files/scientific_output/files/main_documents/4288.pdf

コチニール由来の色素については、アレルギー問題が課題だと思われます。

10. 遺伝子組換え鮭の認可（米国 FDA）

11月19日の「Nature News」に、FDAが初めて遺伝子組換え動物としての鮭（Salmon）を認可したと報じました。通常3年かかるのところ、18ヵ月で「full size」まで成長するとのこと。市場に受け入れられるかどうかは、未知です。

<http://www.nature.com/news/salmon-is-first-transgenic-animal-to-win-us-approval-for-food-1.18838>

11月26日の「Nature」（Vol. 527, 417）に写真入りで掲載されました。

http://www.nature.com/polopoly_fs/1.18867!/menu/main/topColumns/topLeftColumn/pdf/527417a.pdf

11. ニューヨーク市、高塩分メニューに警告ラベル ---12月から

市民の塩分摂取量が多いことを問題視したニューヨーク市が対策に乗り出した。保健精神衛生局保健委員会は9月9日、市民の塩分摂取量を減らすべく新しい規則を導入することを決定されました。これにより12月1日から市内のレストランチェーンは、2,300mg以上のナトリウムを含むメニューに警告ラベルを記載することが義務付けられるとのこと。

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2015/11/3cb5676988849419.html>

12. 肉の摂取量の増加、特に高温での調理が腎臓ガンのリスクと関連

腎臓細胞ガン（RCC）は、米国癌学会によると、今年60,000人以上の新たな患者で診断され、約14,000人が死亡すると推定され、発生率は数十年上昇しており、原因として西洋風食生活が疑われている。その一つが肉の過食であって、高温調理で生じるPhIp（2-amino-1-methyl-6-phenyl-imidazo(4,5-b) pyridine）とMeIQX（amino-3,8-dimethylimidazo(4,5-f) quinoxaline）がリスクを高めているとのこと。

http://www.eurekalert.org/pub_releases/2015-11/uotm-imc110615.php

13. 米国FDAが、用語「ナチュラル」についての意見募集

食品表示における「ナチュラル」という用語の使用についての情報と意見の募集を始めると11月10日、公表しました。意見募集は、11月12日に始まります。

<http://www.fda.gov/Food/NewsEvents/ConstituentUpdates/ucm471919.htm>

14. サプリメントで専門家の討論

米国で、11月16日、5人の専門家（Pieter Cohen, Orrin Hatch, David Seres, Steve Mister, Joshua Sharfstein）が、ダイエタリーサプリメントの規制を強化すべきかどうかを討論したとのこと。

<http://www.statnews.com/2015/11/16/experts-debate-do-we-need-tougher-regulation-of-dietary-supplements/>

15. コカ・コーラの肥満研究を組織する主任科学者の辞任

11月24日付けのニューヨークタイムズは、砂糖飲料の科学研究に影響を与えようとしたとの批判を受けて、コロラド大学が、100万ドルの研究資金をコカ・コーラ社に返金し、コカ・コーラの肥満研究を組織する主任科学者が辞任したと報じました。

http://well.blogs.nytimes.com/2015/11/24/cokes-chief-scientist-who-orchestrated-obesity-research-is-leaving/?_r=0

15. 輸入食品の違反事例

- ・曾文商事株式会社が、ベトナムから輸入した「冷凍青とうがらし」のモニタリン検査で、ジフェノコナゾール 0.04ppm 及びプロピコナゾール 0.02ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

株式会社再春館製菓所が、韓国から輸入した「野菜加工品及び香辛料：とうがらし」の命令モニタリン検査で、ジフェノコナゾール 0.05ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

株式会社八幡フーズが、中国から輸入した「加熱後摂取冷凍食品（凍結直前未加熱）：冷凍えだまめ」の命令検査で、ジフェノコナゾール 0.05ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

シーアイエス株式会社が、ベルギーから輸入した「生鮮パースニップ」のモニタリング検査で、ジフェノコナゾール 0.02ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

*ジフェノコナゾール：トリアゾール系殺菌剤

(作成：2015年11月27日)